



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月1日（火） 第10121号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○免税証の無効（税務課）	2
○土壤汚染対策法による区域の指定（環境保全課）	2
○土壤汚染対策法による区域の指定の解除（同）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	2
○道路の供用開始（道路管理課）	4
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）	5

■ 告 示

◎群馬県告示第208号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100リットル券	農業	G01302654 ~ G01302657	4枚	令和5年3月1日から令和6年2月29日まで	吾妻郡中之条町大字西中之条689-1 光山商事株式会社	前橋行政県税事務所	令和5年5月2日

◎群馬県告示第209号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 佐波郡玉村町大字川井1739番1の一部、1800番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物

◎群馬県告示第210号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第209号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和5年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 佐波郡玉村町大字川井1739番1の一部、1800番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第211号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 沼田市及び利根郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和5年9月5日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	片品村文化センター
令和5年9月7日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	川場村保健センター
令和5年9月8日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	みなかみ町水上支所
令和5年9月11日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	みなかみ町新治支所
令和5年9月12日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	みなかみ町中央公民館
令和5年9月13日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	昭和村保健センター
令和5年9月19日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市利根支所 車庫棟
令和5年9月20日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市白沢支所 車庫棟
令和5年9月21日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市川田地区コミュニティセンター
令和5年9月25日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市池田地区コミュニティセンター
令和5年9月26日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市池田地区コミュニティセンター
令和5年9月28日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市薄根地区コミュニティセンター
令和5年10月2日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	沼田市利南地区コミュニティセンター
令和5年10月3日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	JA 利根沼田沼田青果物集荷所
令和5年10月5日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	JA 利根沼田沼田青果物集荷所
令和5年10月10日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	利根沼田文化会館 小ホール入り口
令和5年10月12日	午前10時～午前12時	利根沼田文化会館 小ホール入り口

午後1時～午後3時

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字田中1096番地先から同郡同町大字同字橋詰1183番地先まで	令和5年8月3日 午前10時

■ 教育委員会規則

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月一日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第十七号

群馬県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

群馬県教育委員会傍聴規則(平成十二年群馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「杖、プラカードその他」を削る。

第六条第五号中「携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は」を「スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の」に改める。

別記様式第二号(裏)中「~~録音機器~~、~~カメラ~~等の通信機器類は」を「スマートフォン、パーソナルコンピュータ、タブレット端末その他の情報通信機器の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---